

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 中西 正司

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## [障害者自立支援法関連事項]

## ① 国庫負担基準について

1. 障害者自立支援法において訪問系サービスにおける国庫補助基準を撤廃し、完全に義務的経費化し国の責任を果たしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法第九十五条、同施行令第四十四条三項】

2. また今後検討される総合福祉法においては1日8時間以上訪問系サービスを利用する長時間介助利用者について、国の責務を明確にし市町村の財政によって左右されず必要十分なサービスを受けられるように国が財政負担できるしくみを検討してください。また、24時間の介護制度が全国すべての市町村で完全実施されるように、国が指示勧告できるように新法に書き込んでください。

## ② 入院中の介護保障

在宅の1人暮らしなどの重度の全身性障害者などが肺炎などで一時的に入院する際に慣れたヘルパーを病室でも使えるようにしてください。

診療報酬の通知に「(児童や知的障害等の場合は、家族の負担にならない場合は付添できる)ただし看護師の業務を代替することはできない。」「看護師の業務は食事の世話など」とある。

- 1 診療報酬の告示で、知的障害等の「等」には、重度の全身性障害も含むと厚生労働省によって解釈されているが、さらにはっきり、「在宅ヘルパー利用の障害者」も文書に加えてください。
- 2 診療報酬の告示で、「看護師の業務を代替することはできない」の部分に「ただし、市町村が病室でのヘルパー制度利用を認めた障害児者の介護の場合はこの限りではない」と加えてください。
- 3 障害福祉課の事務連絡で「在宅のヘルパー利用者の入院中のヘルパー利用は市町村が認めれば可能。その場合、病室を居室とみなす」としてください。

【根拠法令：保医発第0305002号厚生労働省保険局医療課長通知（平成20年3月5日）基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて】

## ③ 介護保険優先条項の撤廃について

障害者自立支援法と介護保険のサービスは制度のこれまでの変遷、理念、サービス内容が全く異なっています。介護保険優先利用の原則を撤廃し、介護保険を申請しない障害者等については障害サービスのみを使えるようにしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法第7条 関連通知：平成19年3月28日障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長連名通知】

#### ④ 障害程度区分について

1. 重度訪問介護の利用について、障害程度区分が4以上で「移動、移乗、排泄、入浴に介助が必要な者」のみが重度訪問介護の対象となっているが、知的・精神含めすべての障害者が利用対象者となるようこの条項を撤廃してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 3、厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2 重度訪問介護 注1 (1)～(3)】

2. 総合福祉法においては障害程度区分は撤廃し、支給決定は利用者のニーズに基づき行われるしくみを基本としてください。また障害程度区分などの医学モデルにより利用制限を設けることはしないでください。

【根拠法令：障害者自立支援法第五条4、第二十条2、第二十一条】

#### ⑤ 地域移行のためのサービス利用について

地域移行する場合、施設や病院に入っても自立生活体験室の利用料、自立体験中のヘルパー利用の費用を施設だけでなく本人にも出せるようにしてください。

【関連文章：東京都全身性障害者介護人派遣サービス運用基準】

#### ⑥ 特定事業所加算について

特定事業所加算の要件について、一部に経過措置が設けられているが、実務経験に基づく要件は実態にみあったものであり、これを経過措置としてではなく恒久法化してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第百六十四号 一 イ(6)】

#### ⑦ 障害者が集中する市町村の財政負担について

地域移行を積極的に行う団体がある自治体や入所施設の地元障害者がたくさん集まって市町村の財政負担となる問題の対策として、法を改正し、出身自治体にもヘルパー制度の市町村負担分(25%)の半額を負担させるしくみとしてください。(ただしサービス支給量は現に住んでいる自治体が決定する)。

#### ⑧ 補装具、日常生活用具を含めた自己負担の廃止について

他の者との平等という条約の理念から、障害に起因するために係る費用は原則無料としてください。

【根拠法令 障害者自立支援法第二十九条3、第七十六条】

#### ⑨ 重度訪問介護の移動の利用制限について

重度訪問介護の移動には通年に渡る通学、就労の場合の介助などの利用制限が課されているが、これが市町村地域生活支援事業の移動支援事業にも引用され制限ができています。この規定を廃止してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2 重度訪問介護】

## ⑩ 重度訪問介護の年齢制限について

重度訪問介護は原則 15 歳以上の障害児者が利用できるが、この年齢制限を撤廃してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 3】

【関連法令：児童福祉法 第六十三条の四】

## ⑪ 単価の減算について

重度訪問介護従事者研修修了者が居宅介護のサービスに従事した場合、身体介助は重度訪問介護の単価（半分以下）に、家事援助は 90%減となっていますが、同じ仕事をしているので減額を廃止してください。

【根拠法令：厚生労働省告示第五百二十三号 別表 介護給付費単位数表 第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費 注5、注6、注7、注8】

## ⑫ 行動援護について

行動援護の従事者は 2 級ヘルパー資格＋実務経験 2 年となっているが、これは適任者を選定する阻害要因となっています。また、サービス提供責任者の資格要件も厳しく、実質的なサービス提供が限られています。前述の通り知的障害者、精神障害者も居宅内と外出先での介助を含めた重度訪問介護を使えるようにし、行動援護を廃止してください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第五条 4 等】

## ⑬ サービス提供責任者制度について

居宅介護等のサービス提供責任者要件が 2 級ヘルパーで実務経験 3 年となっているため、現場では責任者としてふさわしいが実務経験不足との理由で責任者に任用できない不便が起こっています。この要件を廃止し、実質的に事業所は適切な人を選べるようにしてください。

【根拠法令：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日）】

## ⑭ 自立支援協議会の位置づけについて

現在の自立支援協議会は市町村主導のものが多く、その中では市町村の意に沿った利用抑制や予算削減の役割を担わされているものも多く、障害者等の地域生活の向上のために機能しているとはいいがたいです。地域福祉計画、障害者計画を立案し積極的に障害者施策提言を行い、社会資源の開発、地域生活のための基盤整備をするための機関としての役割を課し、メンバーの選考についてもモデル的な事業を実施している事業所責任者を全国から講師として招いたり、現場を見に視察や研修ができるような費用を用意し、全国のサービス水準の向上にあたるような協議機関にすべきです。

## ⑮ 相談支援専門員の要件について

相談支援専門員研修の受講資格が自立支援法では介護保険に準ずる制度とされ門戸が狭まっています。相談支援におけるピアサポートの重要性を鑑み、障害者団体等で相談支援をやっていた実務経験を要件として、当事者が容易に受験資格を得られるようにしてください。

【根拠法令：厚生労働省告示五百四十九号】

## ⑩ 地域生活支援事業について

障害者の地域生活に欠かせない移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具などは市町村地域生活支援事業として統合補助金となっている。市町村の財政状況や支給抑制などにより地域間格差は広がっており、特に移動支援においては時間制限や外出先の制限を設け実質的に使えないサービスになっている市町村もある。地域生活支援事業に対しては国が1/2の財政責任を果たすように明記し、移動サービスの利用を希望する者は重度訪問介護を利用できるようにしてください。

【根拠法令：障害者自立支援法 第九十五条 2 二】

## [障害者雇用促進法関連事項]

1. 重度障害者等通勤対策助成金の重度障害者等用住宅の賃借に係る助成金が昨年11月の改正で単身者用の場合、助成対象の面積28平米という制限が加わったが、これでは車いす利用の者が家を探せなくなっている。身体障害者の場合に除外規定を設けるべきである。
2. 障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅、駐車場等）は10年間の期限をもっているが、これはその年限で障害が軽減したわけではないから合理的な理由はなく撤廃するべきである。
3. 障害者介助等助成金の受給要件として同一人が年間を通して介助者として配置されなければならないとしているが、介助職員の休暇や休んだ場合の補助員に出されないのは不当であり、誰が介助しても費用が出されるように改正すべきである。

【関連法令 障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令、厚生労働省告示第三百四十一号等】

## [道路交通法関連事項]

- ① 障害者用免許取得について、自力での移乗が義務付けられているが、介助者が配置されるように福祉法が改正されたのであるから、移乗を自力でやる必要性はない。法改正が必要である。  
【根拠法令：道路交通法施行令 第三十三条の二の三等】
- ② 障害者用駐車場に違法駐車が続かない。違法駐車について罰則を設けるべきである。免許の減点もしくは反則金を科すべきである。
- ③ レンタカーや社員や知人の車にも障害者が乗るので、肢体不自由障害手帳1・2・3級所持者全員などに市

町村がフロントガラス掲示用カードを配り、そのカードが公道の駐車禁止除外にも使えるようにすべきである。

【根拠法令：道路交通法 第四十五条等】